

《地方自治法施行令一部抜粋》

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**（平成十七年法律第二百二十三号）**第五条第十二項**に規定する**障害者支援施設**（以下この号において「**障害者支援施設**」という。）、**同条第二十六項**に規定する**地域活動支援センター**（以下この号において「**地域活動支援センター**」という。）、**同条第一項**に規定する**障害福祉サービス事業**（**同条第七項**に規定する生活介護、**同条第十四項**に規定する就労移行支援又は**同条第十五項**に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「**障害福祉サービス事業**」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（**障害者基本法**（昭和四十五年法律第八十四号）**第二条第一号**に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、**障害者支援施設**、**地域活動支援センター**、**障害福祉サービス事業**を行う施設、**小規模作業所**、**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律**（昭和四十六年法律第六十八号）**第四十一条第一項**に規定する**シルバー人材センター**連合若しくは**同条第二項**に規定する**シルバー人材センター**若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は**母子及び寡婦福祉法**（昭和三十九年法律第二百二十九号）**第六条第六項**に規定する**母子福祉団体**若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「**母子福祉団体等**」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として**同項**に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び**同条第三項**に規定する**寡婦**であるものに係る役務の提供を当該**母子福祉団体等**から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。